

遺族年金、早めに請求 受給は数ヵ月後

ただし、遺族年金は家族が日本年金機構の年金事務所や年金相談センターに必要書類をそろえて請求しないと受け取れない。しかも「請求後、実際に受け取るまでに3〜4カ月かかる場合が多い」（社会保険労務士の大園要さん）ので、その間の生活費は預貯金などを取り崩して充てることになる。葬儀代や法要代などまとまった支出があるので早めに請求しないと日常生活にまで影響しかねない。

会社員の家族が業務上または通勤時に負ったケガや病気が原因で亡くなると、労働者災害補償保険（労災保険）から年金や一時金が給付される。「会社が事実上手続きの大半をするケースが多い」（社労士の朝比奈睦明さん）が、家族も会社に依頼するなど早めの対応が必要だ。

埋葬料2年で時効

忘れがちなのが、公的医療保険から埋葬料などを受け取る手続きだ。会社員が加入する健康保険（健康保

お金からみの一連の手続きをある程度まで相続人が自力でするケースもあるが、他人の手を借りずにすべてやり遂げるのは「とても困難」（弁護士松田純一さん）。特に社会保険や税金、登記では専門家の代理申請が必要になりそうだ。その場合は専門家に報酬を払う。遺族年金の手続きで社会保険労務士への支払いは「通常3万円程度」（社労士の大槻哲也さん）。所有権移転登記に伴う司法書士への報酬は、遺産額などにより異なる

専門家手続き頼むと…

不動産の所有権移転登記 司法書士に依頼が一般的

険組合や協会けんぽ）の場合には埋葬料が、高齢の年金生活者が亡くなった場合は国民健康保険や後期高齢者医療制度から通常5万円前後の葬祭費がそれぞれ給付される。ただし、請求しないと受け取れず、死亡や埋葬から2年経過すると時効でもらえなくなる。

家族の死亡後4カ月以内に被相続人（亡くなった人）の所得税について確定申告（準確定申告）をする必要がある。相続人（子供など）が連名で申告する。収入が公的年金だけの人が亡くなった場合、「医療費控除を受ければ還付が見込める場合は申告する方がよい」（税理士の福本光男さん）。

一方、「遺産を誰が相続するか決まらないと進められない手続き」の代表が「被相続人の所有不動産の移転登記や預貯金の名義変更」だ。これらは「期限は決まっていない」（弁護士富永志祐さん）。ただ、遺産が多く相続税がかかる場合は、死亡後、原則10カ月以内に申告が必要。相続人ごとの実際の納税額計算は遺産分割が前提なので、「できれば分割協議も早めにした」（福本さん）。

不動産の所有権移転登記や預貯金などの名義変更は「一連の手続きの中でもかなり面倒な方」（三菱UFJ信託銀行財務コンサルタントの灰谷健司さん）という。所有権移転の登記所への申請は専門的で通常は司法書士に頼む。また、遺産分割に伴う預貯金などの名義変更には必要書類をそろえるのに想像以上に時間がかかる。金融機関が名義変更に当たって「被相続人の出生または婚姻から死亡まですべての戸籍謄本」や「遺産分割協議書」の提出を求めるケースが多いからだ。

遺言で指定されていない場合は相続人間で遺産分割協議が必要になる。前提として法定相続人（法律上相続の権利を持つ人）を確定しなければならず、それには被相続人の戸籍謄本を確認する手続きが必要になる。分割協議が整えば内容を協議書にまとめて全相続人が署名し、実印（市区町村に登録した本人であることを示す印鑑）を押す。

遺族年金 社労士に3万円程度

政治士の伊藤令子さん。別々に依頼するより効率的で利用する手もある。実際、相続に詳しい弁護士による特定非営利活動法人（NPO法人）「遺言・相続リーガル」が、複雑でなければ「5万〜12万円程度」（司法書士の船橋幹男さん）という。「専門家がネットワークを組んで対応してくれる場合もある」（行）

「遺言・相続リーガル」として代行している。ただし報酬は遺産総額に応じてかかり、最低でも105万円（税込み）になる。専門家などを活用する時はサービ

ネットワーク」は全国で3000人弱の弁護士が登録。司法書士、税理士、行政書士もネットワークを組む人が目立つ。信託銀行では財産調査なども含む相続に伴う手続きを「遺産整理業務」

ただし報酬は遺産総額に応じてかかり、最低でも105万円（税込み）になる。専門家などを活用する時はサービ